

2020年 11月 ニュースレター

Topic

<2019年度 税務管理法令に関する新政令について>

Decree No.126/2020/NĐ-CP

- ❖ Eコマース活動に対して
- ❖ 制裁の厳格化 -ベトナム初の全般的な租税回避防止規定を含む-
- ❖ 税務行政手続きの変更

9章、44条項からなるDecree No. 126/2020/NĐ-CPは、2020年12月5日より効力が生じます。

< Eコマース活動に対して >

- ❖ 2019年度 税務管理法にて、金融機関は、Eコマース事業を展開してベトナム源泉所得を得る海外事業者に代わり、源泉徴収して納付することが全般的に要求されます。
- ❖ 金融機関のみならず、決済代行サービス会社も上記を要求されることとなります。そして、上記の源泉徴収の要求は、ベトナム個人が、電子商取引および電子取引活動をする海外サプライヤー（eコマース外国業者）から、商品サービスを購入する取引について適用されることが当該政令で明らかになりました。

< Eコマース活動に対して >

- ❖ 前述の観点において、金融機関等は以下の2点を要求されます。
 - eコマース外国契約業者がベトナムでの納税がない場合、当該外国契約業者に代わり、月ベースで源泉徴収して納付することが金融機関等に要求されます。なお、税務総局は関係当局と協働して当該外国契約業者の名称及びウェブサイトを確認し、この情報を金融機関等に提供します。
 - 海外サプライヤーから商品サービスを購入したベトナム個人が、源泉徴収できない方法（たとえばクレジットカード払い）で支払をした場合、金融機関等は海外送金について記録を残して月ベースで税務総局に情報提供することを要求されます。

< Eコマース活動に対して >

- ❖ 金融機関等は、税務当局に対して、次の情報を提供することを同様に要求されます。
 - 本件Decreeの効力発生日より90日以内に（2021年3月5日まで）、納税者の銀行口座情報を提供する。
 - 税務調査後に、税務当局が要求または強制着手した、当該口座を通じた行われた取引に係わる情報を提供する。
- ❖ 本件Decreeにより、ベトナムにて納税義務が生じる外国企業も、10桁の税番を使えるようになります。これは、eコマース外国契約業者も対象となると解釈されます。

< 制裁の厳格化 >

-ベトナム初の全般的な租税回避防止規定を含む-

❖ 税務当局に追加の課税権限が付与されるのは以下の場合です。

- 納税者が租税回避目的で、事業性または実体がない取引をする場合
これは、2019年の税務行政法で導入された「取引実体ルール」という新しい原則に沿うものであり、形式より実体を重視したアプローチを税務当局が適用することが多くなると予想されます。この点、取引実体を正当化すること、その取引実体を立証できる証拠をもつことが重要性をますこととなります。
- 商品購入又は交換取引が実際に行われて当該取引に課される税金が申告されたが、当該取引に対する違法な請求書が使われる場合
例えば、登録された所在地においてもはや事業活動をしていない会社から商品サービスを購入した場合
- 納税者が税務調査決定に従わない場合
- 納税者が関連者取引を適切に申告しない場合



< 制裁の厳格化 >

-ベトナム初の全般的な租税回避防止規定を含む-

- ❖ 税関局が課税する対象、税関局が課税できる場合を含む、輸出入取引における課税方法についてより詳しい解説がなされました。
- ❖ 税務当局が納税者に関する情報を公表できるケースが拡大されました。納税者が期日である90日間以内に申告・納税しないケース、税務行政の決定（たとえば税務調査後の追徴決定）に従わないケースも、納税者情報が公表できることとなります。
- ❖ 会社が税金を納付しない場合は、その会社の代表者がベトナムから出国することを禁止することができます。



< 税務行政手続きの変更 >

- ❖ 事前価格協定に関する新しい規則があります。
- ❖ 四半期財務諸表の作成が求められない企業は、四半期の業績および税務規則に基づいて暫定的に四半期の法人税（CIT）計算をします。このため、企業は法人税（CIT）の暫定計算が正確であることを期待されます。
- ❖ また、課税年度における第3四半期までの暫定法人税（CIT）額の合計は、当該年度の法人税（CIT）額の75%を下回ることが許されません。不足額について、第3四半期の納付期日から起算して、利払い負担が生じます。また、当該規則は、外国契約者税が課される海外取引にも適用されます。

< 税務行政手続きの変更 >

- ❖ 複数所在する事業活動を本社が一括計上する企業は、本社にて一括して税務申告しなければなりません。事業活動の各所在地に按分して納付する必要があります。
- ❖ 当該規則は、製造拠点を複数箇所にもつ企業に対する以前の法人税（CIT）規則から変更ありませんが、当該Decreeにより新しく付加価値税（VAT）など他の税目にも適用されます。しかし、当該規則は、輸送、保険、建設等の業界には適用されません。

ただし、企業は、法人税（CIT）優遇税制の対象になる従属拠点又は事業所についての法人税（CIT）は按分ではなく、別個に計算する必要があります。



< 税務行政手続きの変更 >

- ❖ 納税者の代わりに申告し納付する組織が負う責任
 - 当該組織（証券会社、銀行、投資会社等）は、株式配当、株式ボーナス、資本再投資された利益、不動産・株式・証券の形式での資本拠出による個人収入について、個人に代わり、個人所得税（PIT）を申告し納付しなければなりません。
 - 当該組織は、ボーナス・販売サポート促進・大口割引・早期割引・現金又は非現金でのサポート金額を支払う場合、事業主または個人に代わり、個人所得税（PIT）を申告し納付することを要求されます。

本件Decreeでは、税務申告、月次申告、四半期申告、年度申告、取引ごとの申告、申告地について触れています。



お問い合わせ

日本 親会社

- ▶ 黒澤合同事務所グループ
- ▶ 所在地：東京都中野区中野4丁目4番11号
- ▶ URL: <https://www.kurosawa.gr.jp/>

ベトナム 子会社

- ▶ Kurosawa Consulting Vietnam Co.,Ltd
- ▶ 所在地：Floor 1B, 116-118 Nguyen Thi Minh Khai Street, Ward 6, District 3, HCMC
- ▶ URL: <http://kurosawa-vn.com/> (JP-EN-VN)
- ▶ 日本語のホットライン：+84-89-808-2232
(井上 陽子) yoko.inoue@kurosawa.vn
- ▶ ベトナム語/英語のホットライン：+84-90-139-2232
(Nguyen Truong Hiep) contact@kurosawa.vn

